

4. そ の 他 の 援 護 対 策

4 その他の援護対策

(1) 長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託事業

①目的

原子爆弾被爆者の福祉の増進を図るため、身体上の障害等がある被爆者で、居宅において介護を受けることが困難な者の養護を委託し、日常生活の世話を行わせることを目的とする。

②養護ホームの概要

	原 子 爆 弾 被 爆 者 養 護 ホ ー ム	
	一 般 養 護 ホ ー ム	特 別 養 護 ホ ー ム
設置・運営主体	社会福祉法人純心聖母会	社会福祉法人純心聖母会 公益財団法人被爆者福祉会
入 所 委 託 者	長崎県知事 長崎市長	長崎県知事 長崎市長
対 象 者	ア. 入所を希望する被爆者であって イ. 身体上若しくは精神上又は環境上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な者	ア. 入所を希望する被爆者であって イ. 身体上又は精神上著しく障害があるために常時の介護を必要とし ウ. かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者
設置及び運営基準	・原子爆弾被爆者養護ホームの設置基準について（昭和63年保健医療局長通知） ・原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱及び原子爆弾被爆者養護ホームの運営に関する基準について（昭和63年保健医療局長通知）	
費用の支弁と区分	・入所委託費…県・市 2 / 10、国 8 / 10	

③施設の概要

●恵の丘長崎原爆ホーム



(沿革)

社会福祉法人純心聖母会が、昭和 45 年 4 月、長崎市三ツ山町 139 番地 5 に設置（特別養護 50 名・一般養護 100 名）したもので、施設の建設、事業の運営については、国、長崎県、長崎市が補助している。

被爆者は、年々高齢化しているため、入所希望者は定員を上回り、多数入所できない状態にあったため、昭和 47 年度において施設の増築整備を行い、昭和 48 年 4 月から入所定員を 100 名（特別養護 50 名・一般養護 50 名）増員した。

さらに、一般養護ホーム入所中の者の特養化現象がみられるところから、昭和 54 年度において特別養護ホーム（別館）を 100 床増設し、昭和 55 年 4 月から受け入れを開始した。また平成 9 年度に別館の増改築を行い、平成 10 年 4 月からは特別養護ホームを 300 床、一般養護ホームを 50 床とした。

平成 12 年 4 月 1 日から新たにショートステイ事業を開始した。

(施設)

- ア．入所定員 一般養護ホーム 50 人、特別養護ホーム 300 人、ショートステイ 4 人
イ．施設環境 三ツ山の中腹に位置し、眺望よく、土地は広大で、健康に適地である。

(入所措置状況)

(令和 8 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

区 分	長 崎 県	長 崎 市	計
一般養護ホーム	7	43	50
特別養護ホーム	31	252	283
計	38	295	333

(ショートステイ利用状況)

(令和 7 年度実績) (単位：人)

区 分	長 崎 県	長 崎 市	計
利 用 日 数	129	448	577

●原爆被爆者特別養護ホーム「かめだけ」



(沿革)

昭和 55 年 7 月西彼杵郡西彼町上岳郷 1663 番地 1 に、長崎県原爆被爆者の会（旧：長崎県被爆者手帳友の会西彼杵郡支部連絡協議会）を設置母体として、敷地は西彼町（現：西海市）より無償で貸与をうけ、施設は日本小型自動車振興会、国、長崎県、長崎市、財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会（現：公益財団法人長崎原子爆弾被爆者対策協議会）等の補助団体、その他多くの方たちの浄財により建設された。事業については、国、長崎県、長崎市の補助で公益財団法人被爆者福祉会が運営している。

平成 12 年 4 月 1 日から新たにショートステイ事業を開始した。

(施設)

ア．入所定員 特別養護ホーム 55 人、ショートステイ 3 人

イ．施設環境 西海市内、国道 206 号線沿いの丘陵地の高台に位置し、敷地は広く閑静で、緑に囲まれた自然環境の中にある。

(入所措置状況)

(令和 8 年 4 月 1 日現在) (単位：人)

区 分	長 崎 県	長 崎 市	計
特別養護ホーム	30	25	55

(ショートステイ利用状況)

(令和 7 年度実績) (単位：人)

区 分	長 崎 県	長 崎 市	計
利 用 日 数	261	262	523

④令和 8 年度予算額

252,321 千円

⑤要綱

- ・長崎県原子爆弾被爆者養護ホーム入所委託要綱
- ・長崎県原子爆弾被爆者養護ホームショートステイ事業実施要綱

(2) 長崎県介護保険等利用被爆者援護事業

①概要

長崎県内（長崎市を除く）に住所を有する被爆者が、介護保険法に基づく福祉系の介護サービスを利用した場合の一割から三割の自己負担等、又は老人福祉法に基づく養護老人ホームに入所した場合の費用負担を助成する。

(令和7年度実績)

事業の種類	助成の内容	対象者	延べ件数	金額
			件	千円
介護老人福祉施設利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	2,876	84,980
短期入所生活介護利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	2,078	30,662
通所介護利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	11,724	111,578
訪問介護利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者（低所得世帯）	3,194	16,136
小規模多機能型居宅介護利用被爆者助成	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	649	13,589
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	376	5,558
複合型サービス	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	134	4,980
認知症対応型共同生活介護	介護サービス利用料1割～3割	被爆者	2,039	56,721
老人ホーム入所被爆者費用負担助成	入所費用負担額	被爆者、扶養義務者	198	12,205
計			23,268	336,409

②助成の方法

介護保険に伴う助成については、原則として現物給付で行う。

老人ホーム入所費用負担助成については、負担金を納付後、支給申請書を県へ提出し、県が申請者に助成金を支給する。

③実施

平成12年4月1日より実施

④令和8年度予算額

340,553千円

⑤要綱

- ・長崎県介護保険等利用被爆者援護事業実施要綱

(3) 原爆被爆者特別事業

①目的

高齢化の進行など原爆被爆者を取り巻く環境の変化を踏まえ、保健、医療、福祉にわたる総合的な対策を実施することにより、被爆者特有の健康上の不安を払拭するとともに、被爆者に多い疾病の予防及び健康水準の維持、向上等に資することを目的とする。

②事業の内容

- ア. 原爆被爆者のための放射線関連疾病予防事業
- イ. 心の健康づくり及び生きがいつくり事業
- ウ. 原爆被爆者対策に関する総合的な普及啓発事業
- エ. 健康増進等に関する総合的調査研究事業
- オ. その他地域の特性を活かした保健、医療及び福祉にわたる総合的な被爆者対策に資する事業

③実施主体

長崎県及び市町（老人保健事業推進費等補助金（原爆分）と合わせ、都道府県1千万円以上、市町100万円以上）の事業を対象とする。

④本県の原爆被爆者特別事業（令和8年度事業計画）

- ア. 原爆被爆者健康増進特別事業（原爆被爆者対策に関する総合的な普及啓発事業）
被爆者への援護対策に関する総合的な普及啓発（パンフレット発送等）を実施する。
- イ. 被爆者テレサポ事業（心の健康づくり及び生きがいつくり事業）
専門相談員（保健師）が継続的に電話による助言や指導を行うことにより、在宅で一人暮らし等の被爆者の孤立化を防ぐとともに、被爆体験による身体的・精神的な不安により健康を害しないようにサポートする。

⑤令和8年度予算額

7,074 千円

（4）在外被爆者援護

（I）在外被爆者支援事業

①事業の目的

日本国内に居住地及び現在地を有しない原爆被爆者に対し、居住地での健康相談や医療費の助成、渡日治療などの支援事業を行うことにより、在外被爆者の健康の保持及び増進を図ることを目的とする。

※在外被爆者の医療費については、平成28年1月1日より、原則として原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定に基づき支給されることとなり、支給額が30万円以下の場合、予算事業である保健医療助成事業での支給とどちらかの制度による支給を選択することが可能となった。

②実施主体

長崎県（厚生労働省の委託による）

③令和8年度予算

690,715 円（「NASHIM：ナシム」委託分2,450千円を除く）

④事業内容

ア. 手帳交付渡日支援事業

イ. 渡日治療支援事業

ウ. 保健医療助成事業

エ. 医師等派遣事業

(ア) 健康相談等事業

(イ) 現地研修事業

オ. 受入医師研修事業

カ. 情報提供により支援を行う事業

※ 韓国に関する「エ. 医師等派遣事業」のうち「(イ) 現地研修事業」及び「オ. 受入医師研修事業」については、長崎・ヒバクシャ医療国際協力会（NASHIM：ナシム）に委託して実施する。 予算額…2,450 千円

⑤要綱

・令和8年度在外被爆者支援事業実施要綱

⑥在外被爆者支援事業の経緯

平成13年	8月	1日	国は、「在外被爆者に関する検討会」を設置
	12月	18日	国は、同検討会の報告を受け、在外被爆者に対する支援の第一歩として、「在外被爆者の支援に関する当面の対応」を公表
14年	5月	31日	国は、「在外被爆者渡日支援等事業実施要綱」を公布
	6月	1日	国の補助を受け、長崎県、広島県、長崎市、広島市の4県市が事業を開始
15年	7月	25日	国は、要綱を改正し、8月1日より事業の一部の実施主体を4県市から全国の都道府県にも拡大
	8月	1日	長崎県は、韓国内の事業の円滑な実施を図るため、大韓赤十字社と委託契約を締結
16年	9月	1日	国は、要綱を改正し、被爆確認証交付事業について、実施主体を4県市から全国の都道府県にも拡大
	12月	21日	国は、要綱を改正し、在外被爆者保健医療助成事業を追加(10月1日より適用)
17年	2月	17日	長崎県は、大韓赤十字社と在外被爆者保健医療助成事業業務委託契約を締結
18年	4月	1日	国は、補助事業から委託事業に組み替え
20年	12月	15日	在外公館において被爆者健康手帳交付申請書の受付開始
22年	4月	1日	在外公館において原爆症認定申請書および健康診断受診者証交付申請書の受付開始
26年	2月	6日	国は、要綱を改正し、在外被爆者保健医療助成事業について、

平成16年度から平成25年度までの間に、本事業により助成を受けた者であって、医療費助成の上限額のために支給額が制限された場合の追加的な支給を規定（平成26年4月1日適用）

26年 3月28日 国は、要綱を改正し、在外被爆者保健医療助成事業の医療費助成の上限額を大幅に引き上げ、上限額のために支給額が制限された場合の追加的な支給を規定（平成26年4月1日適用）

27年12月28日 国は、被爆者援護法施行規則を一部改正し、在外被爆者への医療費支給を原則として法に基づく支給とした。ただし、従来の保健医療助成事業による支給も選択可能。（平成28年1月1日施行）

医療費などの助成利用者数・執行額と健康診断利用者数・執行額

（単位：人、千円）

年度	医 療 費		健 康 診 断 費		事務費	合 計 (在外被爆者支援事業)	医 療 費 (適 及 分)	医 療 費 (H26 年度 超 過 分)	医 療 費 (法に基づく 分)
	利用 者数	金 額	利用 者数	金 額					
18	2,048	160,865	1,697	59,247	18,325	238,437	—	—	—
19	2,177	202,019	1,684	67,323	20,467	289,809	—	—	—
20	2,280	216,404	1,726	53,927	23,256	293,587	—	—	—
21	2,379	229,429	1,806	38,791	19,142	287,362	—	—	—
22	2,414	263,398	1,689	39,757	15,459	318,614	—	—	—
23	2,470	286,870	1,729	38,293	16,444	341,607	—	—	—
24	2,479	270,830	1,740	33,459	16,294	320,583	—	—	—
25	2,427	303,972	1,656	39,996	15,061	359,029	—	—	—
26	2,423	424,328	1,611	55,096	23,162	502,586	—	—	—
27	2,389	470,445	1,605	62,140	29,701	562,286	85,139	11,157	—
28	2,329	449,422	1,524	51,746	27,495	528,663	—	—	158,276
29	2,260	440,548	1,413	47,190	23,814	511,552	—	—	350,883
30	2,170	453,848	952	33,792	25,825	513,465	—	—	260,885
元	2,092	438,751	1,334	46,370	28,389	513,510	—	—	336,532
2	2,018	394,732	1,173	36,213	26,215	457,160	—	—	285,404
3	1,917	406,943	1,043	35,581	25,206	467,730	—	—	407,896
4	1,809	392,903	972	35,249	25,917	454,069	—	—	404,174
5	1,721	374,985	901	28,380	27,673	431,038	—	—	457,282
6	1,613	358,741	821	40,897	29,600	429,238	—	—	484,453
7	1,494	319,654	728	25,627	31,673	376,954	—	—	546,669

(Ⅱ) 手当の支給（平成 15 年 3 月 1 日施行）

日本において手当の支給認定を受けた被爆者が後に出国した場合であっても、当該被爆者の手当証書は効力を有するものであり、当該者に対し引き続き手当を支給する。

平成 17 年 11 月からは、国外からも手当の支給申請ができることとなった。

①対象となる手当

医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当、保健手当及び葬祭料

②手当の支給主体

手当の支給認定をした県が出国後も支給

③過去に交付された手帳の取扱い

国外に居住している者が、過去に交付された手帳を所持している場合、当該手帳は平成 15 年 3 月 1 日以降においても有効である。

④過去に交付された手当証書の取扱い

過去に交付された手当証書を所持している場合、その証書は平成 15 年 3 月 1 日以降有効である。ただし、期間満了となっている健康管理手当証書、健康状況届を提出していないため失効している医療特別手当証書、現況届を提出していないため失効している保健手当証書は除く。

令和 8 年 3 月現在受給者

(長崎県所管分)

居 住 国	受 給 者 数 (人)	手 当 の 種 類
韓国	52	健康管理手当(41) 医療特別手当(6) 特別手当(5)
アメリカ合衆国	3	健康管理手当(3)
ブラジル	9	健康管理手当(8) 特別手当(1)
中国（台湾を含む）	5	健康管理手当(5)
ボリビア	1	健康管理手当(1)
計	70	健康管理手当(58) 医療特別手当(6) 特別手当(6)

(5) 市町独自の被爆者援護事業（概要）

(I) 長崎市原子爆弾被爆者援護措置

長崎市では、同市に居住する原爆被爆者の福祉の向上を図るために、昭和 42 年 10 月に「長崎市原子爆弾被爆者援護措置要綱」を制定し、次のとおり援護措置を実施している。

援護措置の内容

(令和 8 年 4 月現在)

手当等の 種 類	支給金額	支給の対象となる被爆者
介護手当付加金	月額 5,000円以内	被爆者援護法による介護手当の支給を受けている人で、 介護手当の支給額を超える介護費用を支出している人